

平成22年9月2日

第4回 長崎地方最低賃金審議会の開催について

標記審議会につきましては、下記のとおり開催いたします。
傍聴を希望される方は下記要領によりお申し込み下さい。

記

- 1 日 時 平成22年 9月 7日(火) 午後5時30分～
- 2 場 所 メルカつきまち 3階会議室(ハローワークプラザ長崎内)
(長崎市築町3-18)
- 3 議 題 長崎県最低賃金の改正について(答申)他、
- 4 傍 聴 者 若干名
- 5 要領
(1) 傍聴希望者は住所、氏名、電話番号を明記のうえ、「第4回 長崎地方最低賃金審議会傍聴希望」と書いて、ファクシミリにて下記の宛先までお申し込み下さい。
お申し込み締切日は平成22年9月3日(金)17時15分必着です。
ファクシミリ：095-801-0031
(2) 会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選させて頂きます。傍聴当選者には傍聴整理券を交付致しますので、当日持参して下さい。傍聴に当選されなかった方には通知いたしません。
(3) 当日は傍聴整理券を持参し、審議会の開始10分前までにお越し下さい。
なお、審議会の開始後の入室は認められませんのでご注意下さい。
また、入室の際にご本人であることを確認させていただく場合がございます。当日はご本人であることがわかるものをお持ち下さい。(免許証等)
- 6 その他
傍聴される場合には、別紙の遵守事項を厳守して下さい。
車椅子をお使いになられる方は、その旨お申し込みの際にお書き添え下さい。
また、介助の方が付き添われる場合は、その方の御名前も併せてお書き添え下さい。

問合せ先： 長崎労働局労働基準部賃金室
☎095-801-0033

別紙

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着き、みだりに自席を離れないようにして下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話・ポケットベル等の電源は必ず切って傍聴して下さい。
- 4 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はご遠慮下さい。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んで下さい。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗竿、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないで下さい。
- 9 銃刃類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び長崎地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

* なお、これらの事項をお守りいただけない場合には会長が退出を命じることがあります。

長崎地方最低賃金審議会